

学校いじめ防止基本マニュアル



平成 29 年度

沖縄県立八重山商工高等学校

沖縄県立 八重山商工高等学校

学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための基本的な方向

(1) 学校いじめ防止基本方針策定の基本理念

いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという危機感を持って、全職員が取り組むことにより、いじめは人間として絶対に許すことのできない行為であり、恥ずべき行為であることを生徒に認識させることが大切である。学校の教育活動全体を通じて、道徳教育や人権教育を充実させると共に社会体験活動や学校行事等で助け合う心、良い人間関係を作りいじめを根絶しなければならない。

(2) 目指す学校像

本校は、商業と工業の専門性を身に付け広く社会に活躍する人材を育成すべく、教職員はプロ意識を持って教科指導や各種資格検定取得のための指導等を行っており、生徒においては将来の夢実現を目指し主体的に学ぶ姿勢が求められる

その成長過程において人格形成も大切な課題として取り組み、知識・技術・技能のみならず、正しい判断力と仕事に対する意欲や使命感、素直で豊かな心を持ち、対人関係においてコミュニケーション能力を備えた生徒を育成したい。そのような崇高な目標を掲げて教育を推進する本校においては、お互いの生き方を尊重し助け合う人間関係をつくり、安心して学校生活を送れるいじめのない学校づくりを目指す。

(3) いじめを防止するための基本的な考え方

- ①複数の人間（生徒・職員）が繋がりを持つ以上、いじめは起こり得る事象であることを意識することが大切である。
- ②私たちは、前述の認識に基づき、常日頃から生徒対生徒、生徒対職員などの人間関係において、いじめの兆候を見逃さないようにしなければならない。（早期発見）
- ③いじめは未然防止が大切である。したがって、道徳教育や人権教育、日常のコミュニケーションを通して、お互いの存在価値を高め個性を尊重し合う精神を育成すると共に、信頼される教職員及び学校づくりをしなければならない。
- ④いじめ（疑いも含め）が確認された場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報共有を図り組織的に対応することが大切である。
- ⑤いじめが確認された場合は、被害を受けた生徒と保護者を支援すると共に、加害生徒には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、加害生徒の保護者については、起こった事案についての事実を正確に伝え、理解を求めいじめであると認識させた上で、子どもの人間的な成長のために学校と保護者の協力関係を構築することが大切である。
- ⑥いじめに関する情報の流れには十分配慮し、被害生徒、加害生徒のプライバシーの保護と再発防止の観点から必要に応じて情報を発信する。また、いじめの内容によっては P T A ・地域・関係機関等と連携し問題の解決にあたることも大切である。

2 学校におけるいじめ防止等のための組織

いじめを防止するための実効性のある措置を計画的、組織的に行うためには、常設の組

織を設けて取り組む必要がある。必要に応じて、心理や福祉の専門家、警察官など関係機関の理解と協力を得て組織することにより、よりの確な対応と処置ができるものと考え

る。
「いじめ防止対策委員会」の設置

【職員】

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、関係職員など

【外部関係者】

スクールカウンセラー、PTA役員（代表1～2名）

※実際にいじめが発覚し、その対応を迅速且つ適切に行うために、発生したいじめの状況に応じて、医師（校医）、警察官等を委嘱し委員会の組織を強化する。

3 いじめ防止等のための対策の内容

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

【いじめ防止対策推進法】

(2) 「いじめ」の判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

- ① 「一定の人的関係」とは、学校内外を同じ学校・学級や部活動の生徒や塾等の生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ② 「物理的な影響」とは具体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ③ 外見的には、遊びやふざけあい、または、けんかのように見えることでも、いじめを受けたとする児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) 具体的ないじめの態様（例）

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりおして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる。
- ⑦ 嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ 性的いたづらをされる。

(3) いじめを未然防止するための取組

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなる事実を踏まえ、いじめを「しない、させない、見逃さない！」対応で未然防止に全教職員が取り組

むものとする。

- ① 教職員全員の共通理解を図り、「いじめは人間として絶対にゆるされない」との雰囲気学校全体で醸成する。（職員会議での研修会の設定）
- ② 教育活動全体を通して、人権教育の活用、校長講話の活用、諸学校行事における情操教育の充実など、日頃からの積み重ねを大切にした教育を充実させる。
- ③ 家庭（保護者）との情報交換の機会を増やし、小さな変化に早期に気づくよう、アンテナを張り、その拡充と感度向上に努める。（定期的にHR担任連絡会を持つ）
- ④ 年度前期に1回、年度後期に1回、いじめを中心としたアンケートを実施し、その結果に対して適切な対応を行う。

(4) いじめの早期発見への取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所、ふざけあいなどを装うなど、大人が気づきにくい形で行われることえを認識し、ささいな兆候も、いじめでないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、いじめを積極的に認知する。

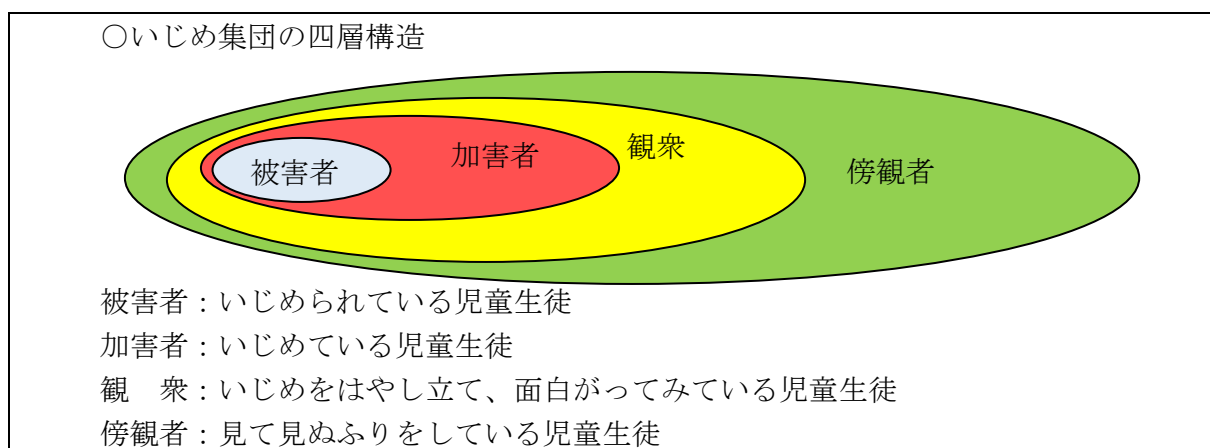
- ① いじめの早期発見の基本は「生徒のささいな変化に気づく」「気づいた情報を確実に共有する」「情報に気づき速やかに対応する」である。
- ② 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に情報交換を行い、学校全体で情報を共有する。
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。
 - ・年間2回のアンケートの実施
 - △1回目：（5月～6月）の適切な時期に実施
 - △2回目：（10月～11月）の適切な時期に実施
 - ・教育相談の実施

(5) いじめが発生（発覚）した場合の具体的な取組

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- イ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、早い段階から的確に関わりを持ち、知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ウ 発見・通報を受けた職員は、一人で判断せず「いじめ防止対策委員会」（代表：教頭）に知り得た情報を客観的に伝える。
- エ 「いじめ防止対策委員会」は、知り得た情報を委員会のメンバーで共有し、「いじめ」に当たるのかどうかを慎重に判断する。その際に、いじめられた生徒（被害者）やいじめた生徒（加害者）の面談やアンケート調査等で事実確認を行う。状況説明を臨時職員会議で行い全職員の共通理解と協力の下、慎重に対処する。また、結果は校長が責任を持って、学校の設置者、被害・加害生徒保護者へ連絡する。
- オ いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、直ちに関係機関や所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ② いじめられた生徒（被害者）又はその保護者への支援
- ア いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う際には、自尊感情を高めるように留意し、個人情報の取扱等、プライバシーには十分に留意した対応を行う。
- イ 保護者には迅速に事実関係を伝え、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝えるなど不安の除去に努め、落ち着いて授業を受けられる環境を確保する。
- ウ いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払うとともに必要に応じて支援を行う。
- ③ いじめた生徒（加害者）への指導又はその保護者への助言
- いじめた生徒からも事実関係の聴取を行い、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て組織的に、いじめをやめさせ、自らの行為の責任を自覚させるとともに再発を防止する。事実関係を聴取した際には、保護者へ迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して対応できるように協力を求める。
- ④ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持たせる。はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させ、いじめは絶対に許せない行為であることを理解させる。



- ⑤ ネット上のいじめ対応
- ネット上の不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して直ちに削除する措置をとる。
- 生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれの（重大事態への発展）があるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑥ 一定の指導が終わった後でも、被害者・加害者のその後を見守り、再発防止に努める。更にこのいじめ事案を検証し、P D C Aサイクルに基づき改善策を講ずることとする。

(6) 重大事態への対処

- ① 重大事態の意味
- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- ・児童生徒が自殺を企てた場合
 - ・心体に重大な障害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- イ 相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、生徒が一定期間、連続して欠席している場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識
- エ その他
 - ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立があった場合

②重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに発生の報告を行う。

県立学校→県教育委員会→知事（青少年・子ども教育課）

- ④ 重大ないじめの場合は、マスコミ対応、全保護者への説明責任などが生じてくるので、校内で情報の窓口一本化を図り、その対応をしなければならない。いじめの事案について、説明責任が伴う場合には、管理者がその責任を果たす。

組織的ないじめ対応の流れ

- ・学級担任等が抱え込まず「いじめ防止対策委員会」で迅速かつ的確に対応
- ・日常的な生徒の観察・定期的な面談・アンケートより早期発見に努力

いじめ発生

① 情報を集め組織的に共有する

- 教職員、生徒、保護者、地域、その他から「いじめ防止対策委員会」に情報（アンケート結果含む）を集約
- ・いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせる

② 指導・支援体制を組む

- いじめ防止対策委員会で指導・支援体制を組む（校長、教頭、教育相談、生徒指導、養護教諭、学年主任、学級担任、必要に応じスクールカウンセラー、医師、所轄警察など）

重大事態

教育委員会へ報告

③ - A 生徒への指導・支援を行う

- いじめられた生徒にとって信頼できる人と一緒に寄り添える体制をつくり、全職員で徹底的に守る
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、誰かに知らせる勇気を持つように伝える

③ - B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、迅速に、生徒（加害者、被害者）の保護者と面談等を行い事実関係を伝え、今後の学校との連携方法について話し合う